市	都	街	商	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●まちづくり交付金

１．支援策の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする交付金です。

２．支援策の内容

（１）事業主体：市町村、ＮＰＯ等（間接交付）

（２）概要：市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金です。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

③ 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等について確認し公表。

（３）対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業　等
・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業　等
・市町村の提案に基づく事業
・各種調査や社会実験等のソフト事業

（４）支援措置

各地区に交付される交付金の額は、一定の算定方法により算出されるが、事業費に対して概ね４割。

（５）特徴

・従来の補助制度のように対象施設を限定するのではなく、市町村の提案に基づく事業等についても支援対象。
・施設毎に定められた補助率にしばられることなく、交付金を何にどれだけ充当するかを市町村の自由な選択に委ねる。
・個別施設に関して国が事前の詳細な審査は行わず、市町村自身が設定した目標・指標をもとにした事後評価を実施し、公表する。

３．問合せ先

国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室
phone 03-5253-8111(内線 32-564)　fax 03-5253-1589